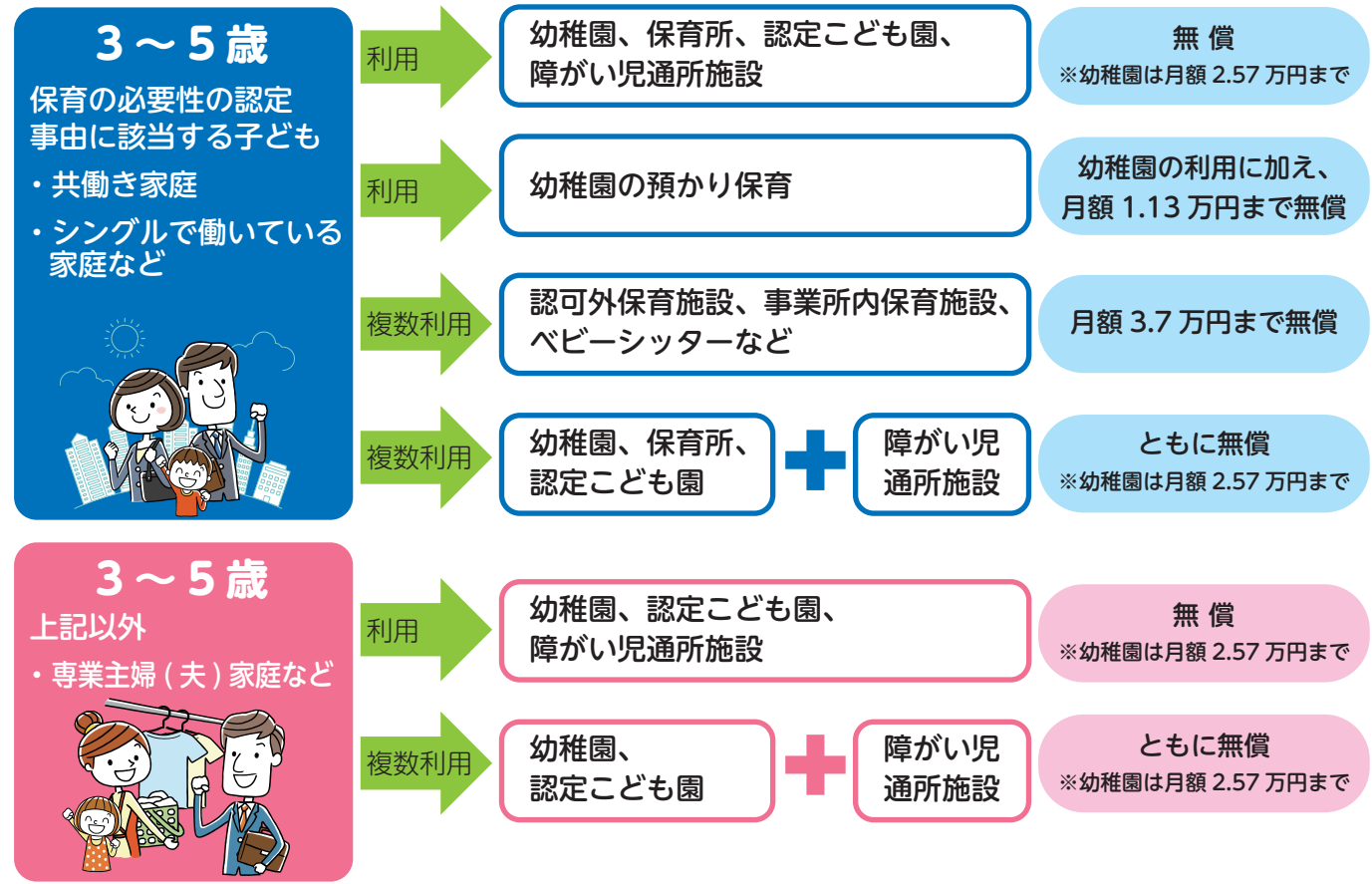


「わくわく」こどもだより

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まります！

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

幼児教育・保育無償化のイメージ



- 0～2歳児の子ども達の利用料(保育料)については、住民税非課税世帯を対象に上記と同様の考え方により無償化となります。(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)
- 無償化の対象となる経費は利用料(保育料)のみとなります。給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収はこれまでどおり保護者負担となります。

注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、うるま市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
 注2) 認可外保育施設については、沖縄県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

無償化に向けての具体的な手続き等については、市ホームページ又は下記までお問い合わせください。
【お問い合わせ先】 こども部 保育幼稚園課 ☎：973-5427

商工労政課からのお知らせ

【お問い合わせ】 商工労政課 ☎923-7634

コザしん創業スクールのご案内

コザ信用金庫では、特定創業支援事業として、「創業スクール」を全8日間開催いたします。申し込みや詳細については、コザ信用金庫へお問い合わせください。

【日時】 8月17日～11月23日
 ※隔週土曜日開催 全8日間
 午前10時～午後5時

【対象】 創業予定の方・創業間もない方

【場所】 コザ信用金庫本店

【定員】 30人

【受講料】 18,000円

【問】 コザ信用金庫 企業支援部担当：池原、嘉数 ☎933-1113

令和元年度後期訓練生募集中！

県立員志川職業能力開発校では、令和元年度後期職業訓練生を募集しています。詳細は問合せ先までご連絡ください。

【募集期間】 8月1日～28日

【訓練期間】 令和元年10月1日～令和2年3月6日(6ヵ月)

【場所】 県立員志川職業能力開発校

【募集科名】 オフィスビジネス科

【募集対象者】
 ・身体障がい者…定員7名
 ・求職者…定員13名

【備考】
 ①求職者は身体障がい者以外の方。
 ②入学金、授業料無料(キースト・検定試験受験料等は自己負担があります)

【問】 員志川職業能力開発校 ☎973-6680

簡単管理 全額非課税 掛金助成
 退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 退職金 済制度

「中退共」で検索！
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

(独)勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234



若年者ジョブトレーニング 訓練生募集中！

県では、「就職を目指す若年者」を応援する事業として、若年者ジョブトレーニング事業を行っております。詳細は問合せ先までご連絡ください。

【対象】 県内在住40歳未満の求職者
 ※在職者、雇用保険受給者、学生定時制、通信制課程は可を除く

【訓練期間】 座学研修1ヵ月と職場訓練(〇JT)3ヶ月の計4ヵ月

【訓練手当】 8,800円/時間(座学研修中)

【備考】 10月30日(水)まで随時募集

【問】 若年者ジョブトレーニング事務局 ☎866-3611

消費税及び地方消費税 (個人事業者) の中間申告と納付

個人事業者の方で、平成30年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)が **48万円** を超える方は、中間申告と納付は必要です。

八百屋

中間申告を忘れずに！
 確定消費税額が400万円以下の方の中間申告と納付の期限は令和元年9月2日(月)です。

振替納税をご利用の方は
 令和元年9月27日(金)が振替日です。

e-Tax e-Taxで中間申告と納税ができます
www.e-tax.nta.go.jp

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ —
www.nta.go.jp

全ての飲食店に 消火器が義務化されます！

対 象 火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等
 ※建物の面積に関係なく消火器の設置が義務となります！

いつから 令和元年10月1日から適用されます。
 ※既に営業している飲食店も施行日以降は設置対象となります！

消防法改正の経緯 2016年(平成28年)12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえて、消防法が平成30年3月に改正されました。

消火器の設置場所、本数及び免除の措置などの詳細については、消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

うるま市消防本部 予防課 うるま市字大田44番地1
 ☎975-2119